

平成19年改正刑事訴訟法等に関する検討の結果について（法務省）

被害者参加制度の導入等を内容とする「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」は、平成20年12月1日に施行されております。

法務省においては、同法律附則第9条において、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、平成23年11月から平成24年11月にかけて被害者参加制度等を利用した方へのアンケート調査を、平成24年6月から7月にかけて犯罪被害者団体等からヒアリングを行うなどした上で、平成25年1月から平成26年7月まで、「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催して、被害者団体等関係者、刑事法研究者、日弁連、裁判所、検察庁、法務省の各関係者から幅広く意見を伺い、制度上又は運用上講ずべき措置の要否等について検討を行ってまいりました。

このような検討の結果、法務省としては、同法律により導入された被害者参加制度等については、概ね適切かつ順調に運用され、制度として定着しつつあるものの、上記意見交換会における御意見・御指摘を踏まえ、検察における被害者参加制度等の運用のより一層の充実を図っていくべきであるとの結論に達しました。

検察においては、公判前整理手続等の経過及び結果についての適切な説明、被害者参加人等の行う訴訟行為に関する助言等といった被害者参加人等への対応に遺漏がないようより一層努めることに加え、検察官と被害者等との間のコミュニケーションのより一層の充実、公判における主張・立証事項に関する被害者等の要望への配慮、検察と関係各機関との連携などに引き続き努めていくこととしています。